

別表第1 職員給与の減額措置の状況

(単位：%)

区 分	給 料		期末手当・勤勉手当
	平成21年4月から 同年6月まで	平成21年7月から 平成22年3月まで	平成21年12月支給分
一 般 職 員	4.0	2.4	4.0
管 理 職 手 当 受 給 職 員	4.0	3.1	7.0

(注) 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。

別表第2 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	16.1	32.7	0.8	50.4
課 長 級	12.1	28.3	1.1	58.5

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	88.8	82.7	20.4	16.4	45.9	6.1	11.2
課 長 級	71.3	64.7	15.6	13.8	35.3	6.6	28.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第4 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	39.9
転籍出向	4.2
希望退職者の募集	3.9
正社員の解雇	2.5
部門の整理閉鎖・部門間の配転	11.3
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.6
非正規社員の契約更新の中止・解雇	29.5
残業の規制	46.9
一時帰休・休業	32.7
ワークシェアリング	3.0
賃金カット	23.5
雇用調整を実施した事業所の割合	68.8

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している事業所の割合は、58.3%である。

別表第5 民間における賃金カットの実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係 員		5.0	6.2
課 長 級		22.2	6.7

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

別表第6 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較差(A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
420,942円	特例条例による減額後の額	407,399円	13,543円 (3.32%)
	特例条例による減額前の額	421,846円	904円 (0.21%)

(注) 1 較差算出に当たっては、職員で行政職給料表(一)を適用される職種の業務に従事する者と、民間従業員でこれに相当する職種(事務・技術関係職種)の職務に従事する者の本年4月分の給与について、役職段階、年齢等を同じくする者同士をラスパイレ方式により比較し、その較差を算定したものである。

2 較差欄の上段及び下段は、特例条例による減額後の額及び減額前の額を基礎としてそれぞれ算定した較差額等を表したものである。

別表第7 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	3 9 4 , 0 2 3 円
	上 半 期 (A ₂)	3 8 1 , 3 9 0 円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	8 6 5 , 9 4 1 円
	上 半 期 (B ₂)	7 5 2 , 6 5 7 円
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	2 . 2 0 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	1 . 9 7 月分
	年 間	4 . 1 7 月分

(注) 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは平成21年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

別表第8 人事院の報告・勧告等の概要

1 給与に関する報告及び勧告

項目	内容
給与勧告のポイント	<p>月例給、ボーナスともに引下げ 平均年間給与は 15.4万円 (2.4%)、平成15年の平均 16.5万円 (2.6%) に次ぐ大幅な引下げ</p> <p>(1) 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 (0.22%) を解消するため、月例給の引下げ改定 俸給月額引下げ、自宅に係る住居手当の廃止</p> <p>(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (0.35 月分)</p> <p>(3) 超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定</p>
給与勧告の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤 ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的
民間給与との較差 (月例給)	<p>863 円 0.22% [行政職(一)...現行給与 391,770 円 平均年齢 41.5 歳] (配分 俸給 596 円 住居手当 209 円 はね返し分 58 円)</p>
改定の内容等	<p>(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ 行政職俸給表(一) 基本的に同率の引下げ (平均改定率 0.2%) とするが、初任給を中心に若年層 (1 級 ~ 3 級の一部) は引下げを行わない。7 級以上は平均を 0.1% 上回る引下げ 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率 (0.3%) を踏まえた引下げ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ (医療職俸給表(一)等を除く) 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率 ([実施時期等] 参照) を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ</p> <p>(2) 住居手当 自宅に係る住居手当 (新築・購入後 5 年に限り支給、月額 2,500 円) を廃止</p> <p>(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ (35,300 円 35,200 円) [実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日) 本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4 月の給与に調整率 (0.24%) (注) を乗じて得た額に 4 月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6 月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12 月期の期末手当の額で減額調整 (俸給月額の引下げ改定のあった者に限る) (注) 行政職(一)の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率</p>

<p>期末・勤勉手当 (ボーナス)</p>	<p>昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分 4.15月分 (一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1" data-bbox="432 327 1418 517"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度 期末手当</td> <td>1.25月(支給済み)</td> <td>1.5月(現行1.6月)</td> </tr> <tr> <td> 勤勉手当</td> <td>0.7月(支給済み)</td> <td>0.7月(現行0.75月)</td> </tr> <tr> <td>22年度 期末手当</td> <td>1.25月</td> <td>1.5月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.7月</td> <td>0.7月</td> </tr> </tbody> </table> <p>本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当 [実施時期] 公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)</p>		6月期	12月期	21年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)	勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)	22年度 期末手当	1.25月	1.5月	以降 勤勉手当	0.7月	0.7月
	6月期	12月期														
21年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)														
勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)														
22年度 期末手当	1.25月	1.5月														
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月														
<p>超過勤務手当等</p>	<p>時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強かに抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務(日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。)に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(代替休)を指定することができる制度を新設 なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し [実施時期] 平成22年4月1日</p>															
<p>給与構造改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前(最大4.8ポイント)より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討 															
<p>高齢期の雇用問題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 雇用と年金をめぐる動き <ul style="list-style-type: none"> 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当 その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」(座長：清家篤慶應義塾長)の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要 															

- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

3 具体的な検討課題

(1) 給与制度の見直し

民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し

(2) 組織活力を維持するための施策

役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討

(3) その他の措置

特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

2 公務員人事管理に関する報告

内	容		
<p>公務員制度改革に関する基本認識</p> <p>(1) 本院の基本認識と取組</p> <p>高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意</p> <p>(2) 政官関係と公務員の役割</p> <p>政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要</p> <p>(3) 労働基本権</p> <p>労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要</p>			
<p>主な個別課題と取組の方向</p> <p>1 人材の確保・育成等</p> <p>(1) 採用試験の基本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要 ・ 「採用試験の在り方を考える専門家会合」(座長：高橋滋一橋大学教授)の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設 各試験の枠組みを提示 ・ 平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討の視点</div> </td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>中立・公正な試験の構築 キャリア・システム見直しの契機 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>人材確保に資する魅力ある試験 新たな人材供給源に対応</p> </div> </div> </td> </tr> </table> <p>(2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公務研修・人材育成に関する研究会」(座長：西尾隆国際基督教大学教授)の報告書を踏まえ、各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進 ・ 職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証等の研修を強化 <p>(3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換</p> <p>人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援</p> <p>(4) 人事交流の推進</p> <p>官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要</p> <p>(5) 事務官・技官の呼称の廃止</p> <p>国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討の視点</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>中立・公正な試験の構築 キャリア・システム見直しの契機 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>人材確保に資する魅力ある試験 新たな人材供給源に対応</p> </div> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検討の視点</div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>中立・公正な試験の構築 キャリア・システム見直しの契機 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>人材確保に資する魅力ある試験 新たな人材供給源に対応</p> </div> </div>		

2 勤務環境の整備等

(1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

(2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

(3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

(4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手

3 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

内	容
	急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正
1	育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等を行うことができるようにすること
2	子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例 子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業を行うことができるものとする
3	実施時期 公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施